

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 2 6 日

各都道府県バス協会 専務理事 殿

公益社団法人 日本バス協会
理事長 石指 雅啓

一般貸切旅客自動車運送事業者が行う運賃・料金の
変更届出に関する取扱いについて

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
一般貸切旅客自動車運送事業者が行う運賃・料金の変更届出に関する取扱い
について、令和 7 年 9 月 2 5 日に国土交通省物流・自動車局旅客課長より別紙の
とおり事務連絡がありました。その旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対
し周知方よろしく願いいたします。

公益社団法人日本バス協会
業務部 中尾・三木・福田
電話：03-3216-4014
FAX：03-3216-4016

事 務 連 絡
令和7年9月25日

公益社団法人日本バス協会理事長 殿

物流・自動車局旅客課長

一般貸切旅客自動車運送事業者が行う運賃・料金の
変更届出に関する取扱いについて

標記について、今般、別紙のとおり各地方運輸局自動車交通部旅客第一課長及び沖縄総合事務局運輸部陸上交通課長あて通達したので、この旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知されたい。

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 2 5 日

各地方運輸局自動車交通部旅客第一課長 殿
沖縄総合事務局運輸部陸上交通課長 殿

物流・自動車局旅客課長

一般貸切旅客自動車運送事業者が行う運賃・料金の
変更届出に関する取扱いについて

平成 26 年 4 月から適用している貸切バスに係る運賃・料金制度について、今般、運転者の担い手不足解消のため、賃金水準を全産業平均給与額まで引き上げる原資を確保するなど公示運賃の見直しを行うこととしています。

これに伴い、一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）は、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長（以下「地方運輸局長等」という。）に対して運賃・料金の変更届出を行う必要があります。

公示運賃の見直しの趣旨を踏まえ、迅速かつ確実に変更届出を行う必要があることから、標記について下記のとおり取り扱うこととしたので、管内事業者に対して周知をお願いします。

なお、本件については公益社団法人日本バス協会理事長あて、別添のとおり通知したので申し添えます。

記

1. 新たな公示運賃の周知及び運賃・料金の変更届出の指導について

貸切バスに係る新たな運賃・料金について、地方運輸局長等は事業者に対して、令和 7 年 10 月 24 日までに新たな公示に基づく運賃・料金に変更するための届出書の提出を行うよう指導を徹底されたい。

なお、届出された運賃・料金が、地方運輸局長等が定める公示額を下回るものである場合は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）（以下「法」という。）第 94 条第 1 項の規定に基づき、原価計算書その他運賃・料金の算出の基礎が記載された資料の提出を求め、届出のあった運賃・料金が法第 9 条の 2 第 2 項で準用する法第 9 条第 6 項各号に該当するものでないかを適切に調査することとされたい。

2. 1. の届出期間終了後における事業者に対する指導について

新たな運賃・料金について公示した後、変更届出をしないまま運賃・料金を収受することは、法第9条の2第2項で準用する法第9条第6項各号に該当する可能性があるため、当該期間終了後、未届出事業者に対し、地方運輸局長等において期限を定め、法第94条第1項及び旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第3条の規定に基づき、原価計算書等の提出を行うよう指導することとする。

また、期限を超過してもなお提出がない事業者に対しては、法第94条第1項の報告義務違反を端緒とした呼出による監査を実施することとする。

3. 新たな運賃の実施予定日について

事業者が提出する運賃・料金の変更届出の実施予定日については、届出日から令和7年11月1日までの間の日に設定するよう指導を徹底されたい。

4. 地方公営企業法第2条の規定に基づく事業者に対する措置について

公営事業者については、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）に基づく手続きを経る必要があることを踏まえ、当該手続きを経るまでの間においては、前記1. 上段の指導及び2. の指導については行わないこととする。

日本バス協会事務局より補足

今般、新たに公示された運賃額の届出に関する事務連絡になります。

主な内容

- ・ 令和7年10月24日までに新たな公示に基づく運賃・料金に変更するための届出書の提出を行うこと。
- ・ 期限を超過してもなお提出がない事業者に対しては、法第94条第1項の報告義務違反を端緒とした呼出による監査を実施することとする。
- ・ 事業者が提出する運賃・料金の変更届出の実施予定日については、届出日から令和7年11月1日までの間の日に設定すること。
- ・ 公営事業者は、地方公営企業法に基づく手続きを経る必要があることを踏まえ、当該手続きを経るまでの間において届出が猶予される。

※なお、現在、公示運賃ではなく独自運賃を届出している事業者についても、改めて届出を行う必要があります。